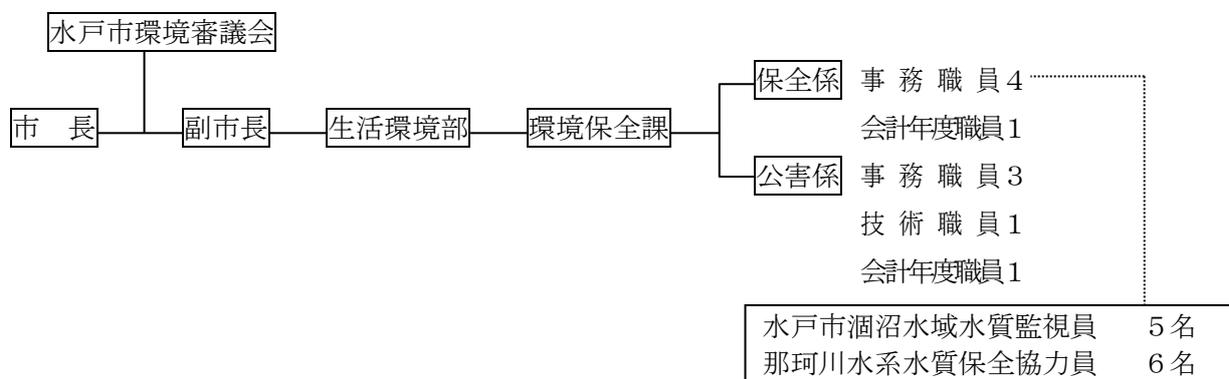


第2部 環境行政の体制と 公害の概況

第1章 環境行政の機構

1 環境行政の組織



(令和6年4月1日現在)

2. 環境保全課事務分掌

(1) 保全係

- ・ 環境保全の推進に係る企画及び調整に関すること。
- ・ 地球温暖化対策に関すること。
- ・ 自然環境保全に関すること。
- ・ 鳥獣の保護に関すること。
- ・ 生活雑排水対策に関すること。

(2) 公害係

- ・ 公害の調査及び対策に関すること。
- ・ 公害の苦情相談及び仲介に関すること。
- ・ 公害対策の連絡調整に関すること。
- ・ 大気汚染防止法，騒音規制法，水質汚濁防止法，悪臭防止法，特定工場における公害防止組織の整備に関する法律，振動規制法，ダイオキシン類対策特別措置法及び土壌汚染対策法に関すること。

3. 水戸市環境審議会

昭和45年条例第50号で設置された水戸市公害対策審議会を環境基本法制定に合わせ，平成7年4月から水戸市環境審議会と改称したもので，本市における環境保全対策に関する基本的事項を調査・審議する市長の諮問機関です。

なお，審議会は，関係機関，団体の役職員及び学識経験者のうちから，市長が委嘱する17名以内の委員をもって構成されます。

第2章 環境行政の経過

- 昭和42年 8月 公害対策基本法公布施行
- 43年 4月 民生部社会課に交通公害係（3名）新設
- 44年 7月 騒音規制法に基づく地域指定（市域の一部）を受ける
- 45年12月 水戸市公害対策審議会条例施行
- 46年 4月 民生部交通公害課公害係（4名）となる
- 9月 公害防止協定締結（昭和46年9月・宮町, 昭和47年2月・見川町, 2社）
- 10月 茨城県公害防止条例施行
- 48年 4月 茨城県光化学スモッグ対策要綱施行
茨城県自然環境保全条例施行
- 49年 4月 水戸市公害防止条例施行
- 5月 光化学スモッグ緊急連絡体制確立
- 8月 光化学スモッグ受令装置設置（庁舎）
- 9月 市内主要河川の水質監視測定（11地点）開始
- 50年10月 騒音規制法に基づく事務委任及び地域指定を受ける
- 53年 4月 振動規制法に基づく事務委任及び地域指定を受ける
- 54年 6月 茨城県動物の愛護及び管理に関する条例施行
- 55年12月 悪臭防止法に基づく事務委任及び地域指定を受ける
- 56年 2月 元石川工業団地造成に伴う排水に係る協定締結
（甲・大澗沼漁業協同組合, 乙・（財）茨城県開発公社, 立会人・水戸市）
- 9月 市民生活部市民生活課公害係と改称（7名）
- 57年 5月 澗沼流域水質浄化対策審議会に加入
- 8月 水戸市公害防止条例に基づく公害防止協定締結
（東部工業団地, 昭和58年10月から平成元年10月まで, 17社）
- 58年11月 那珂川水系水質保全協議会に加入
- 60年 4月 機構改革により市民生活部環境課（水質保全係, 公害係）新設（9名）
- 10月 良好な水環境基本計画策定
- 61年 5月 千波湖浄化対策調査研究会発足
- 6月 千波湖浄化対策連絡協議会発足
- 7月 水戸市公害防止条例に基づく公害防止協定締結
（水戸西流通センター, 昭和61年7月から平成4年10月まで, 44社）
- 62年 4月 水戸市千波湖浄化対策調査専門委員規則施行
- 63年10月 千波湖浄化事業として那珂川からの導水開始
- 12月 千波湖浄化事業として底泥の浚渫開始
- 平成元年 3月 水戸市公害防止条例に基づく公害防止協定締結（元吉田町, 2社）
- 4月 市民環境部環境課と改称
- 4年 3月 常澄村と合併
- 5年 6月 環境を育む水戸市行動計画策定
- 11月 環境基本法公布施行
- 6年10月 水戸市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例施行
- 7年 4月 水戸市公害対策審議会条例を水戸市環境審議会条例と改称
- 10月 茨城県地球環境保全行動条例施行
- 8年 6月 茨城県環境基本条例施行
- 10月 水戸市飼い犬のふん害等の防止に関する条例施行
- 10年 4月 鳥獣保護に関する事務分掌が環境課へ移管
- 11月 水戸市公害防止条例に基づく公害防止協定締結（水戸西流通センター, 3社）
- 12年 4月 水戸市環境基本条例施行
- 13年 4月 特例市に移行（水質汚濁防止法等の事務が県から移譲される。）
水戸市公害防止条例に基づく公害防止協定締結（水戸西流通センター, 1社）
- 10月 水戸市地球温暖化対策実行計画策定（市役所エコプラン）

- 14年 3月 水戸市環境基本計画策定
- 4月 住宅用太陽光発電システム設置補助開始
- 10月 水戸市公害防止条例に基づく公害防止協定締結（平須町, 1社）
- 17年 2月 内原町と合併
- 6月 水戸市公害防止条例に基づく公害防止協定締結（水戸西流通センター, 1社）
- 7月 水戸市環境保全会議設立
- 水戸市公害防止条例に基づく環境保全協定締結（下入野町, 1社）
- 10月 茨城県生活環境の保全等に関する条例施行
- 大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例施行
- 水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例施行
- 19年 2月 水戸市公害防止条例に基づく公害防止協定締結
（水戸西流通センター, 8社 東部工業団地, 1社）
- 3月 第2期水戸市地球温暖化対策実行計画（市役所エコプラン）策定
- 5月 水戸市雨水共生にかかる取組方針策定
- 20年12月 水戸市公害防止条例に基づく環境保全協定締結（元石川町, 1社）
- 21年 4月 雨水貯留施設等設置補助開始
- 7月 水戸市公害防止条例に基づく公害防止協定締結（水戸西流通センター, 1社）
- 24年 3月 水戸市地球温暖化対策実行計画策定（みと安心未来へのコツCO₂プラン）
- 25年 3月 茨城県微小粒子状物質（PM_{2.5}）に係る注意喚起実施要領施行
- 26年 3月 水戸市環境基本計画（第2次）策定
- 第3期水戸市地球温暖化対策実行計画（市役所エコプラン）策定
- 26年 4月 水戸市公害防止条例に基づく公害防止協定締結（高田町, 1社）
- 27年 4月 生活環境部環境課と改称
- 令和2年 4月 生活環境部環境保全課と改称
- 中核市移行に伴い、大気汚染防止法等に基づく権限委譲
- 2年 7月 ゼロカーボンシティ宣言
- 5年 3月 水戸市地球温暖化対策実行計画（第2次）策定
- 7月 住宅用蓄電池設置補助開始
- 12月 水戸市役所ゼロカーボンアクションプラン策定
- 6年 6月 水戸市環境基本計画（第3次）策定

第3章 水戸市の環境政策

水戸は、那珂川をはじめ大小さまざまな河川が市内を流れ、その地名の由来のとおり水の豊かな街です。市の中心部には、平成28年4月に「生物多様性の観点から重要度の高い湿地(重要湿地)」に指定された千波湖周辺地区、さらには梅の名所である偕楽園があります。この千波湖とその周辺地区に広がる緑地の自然的な魅力や、偕楽園などの歴史的資源と街との調和は、水戸市の大きな特徴です。

私たちの暮らしは、このような豊かな水と緑に支えられてきました。しかし、現代の生活スタイルや社会経済活動から生じる環境への負荷は、身の回りから地球規模にまで広い範囲に及んでいます。その結果として生じる様々な環境問題の影響は、将来の世代への負担となっていくことが懸念されています。

水戸市では、平成12年3月に「水戸市環境基本条例」を制定し、その基本理念を具体化するため、平成14年3月に「水戸市環境基本計画」を策定しました。その後、平成26年3月の改定を経て、令和6年6月、変化する環境問題や経済、社会情勢に対応するため、「水戸市環境基本計画(第3次)」を策定しました。偕楽園や弘道館などの歴史的資源と、千波湖及びその周辺の緑が、まちと調和し、人々が快適にらせる環境として、将来の世代に貴重な財産として引き継いでいくための、新たなしくみづくりが必要となります。

私たちの生活が、この水戸の水と緑に支えられてきたことを再認識し、環境を守っていくという意識を私たち一人ひとりが持ち、環境への意識を共有していくことが大切です。私たちは、バランスを失いつつある環境の保全にみんなと取り組むため、「豊かな水と緑をみんなで作る未来へつなぐまち 水戸」を目指します。

環境基本計画（第3次）の構成



第4章 公害苦情の現況

令和5年度における公害苦情件数は126件で、前年度と比較すると14件の増加となっています。

これを種類別にみると、騒音が65件（51.6%）と最も多く、次いで悪臭が30件（23.8%）となっています。

苦情は年間を通して発生しています。令和5年度の苦情件数を季節別で比較すると、春（3・4・5月）41件、夏（6・7・8月）が27件、秋（9・10・11月）が39件、冬（12・1・2月）が19件となります。種類別に昨年度と比較すると、特に騒音の件数が増加傾向にあります。

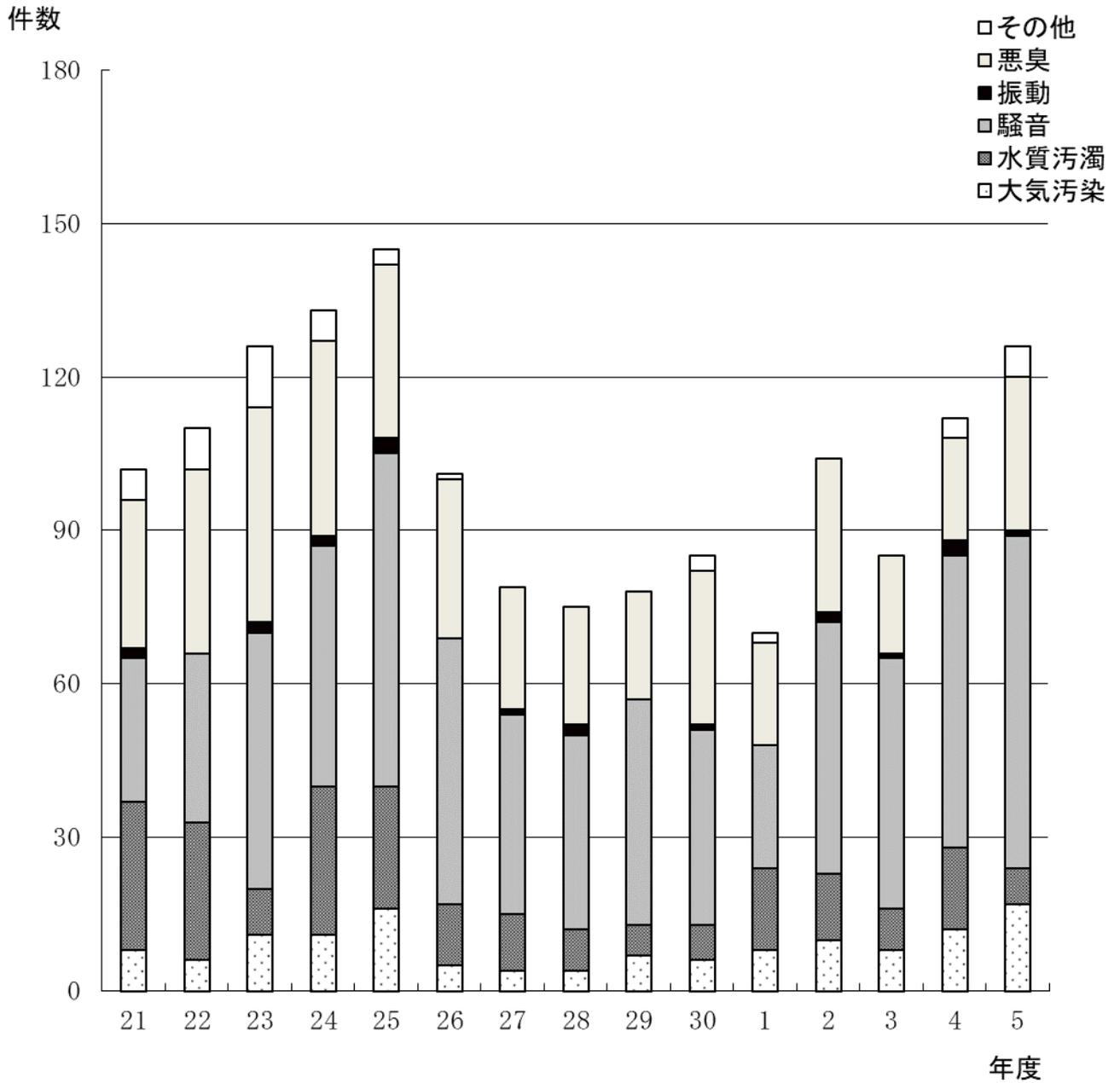
都市計画区域別では、市街化調整区域の64件（50.8%）が最も多く、次いで第1種低層地域の11件（8.7%）となっており、業種別では、建設業（24.6%）や分類不能の産業（19.8%）、家庭生活（21.4%）に起因する苦情が多くなっています。

被害の状況を種類別で見ると、感覚的・心理的なものが大多数となっています。

公害苦情年度別発生状況

区分 年度		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	計
平成21	件数	8	29	28	2	29	6	102
	構成比	7.8	28.4	27.5	2.0	28.4	5.9	
22	件数	6	27	33	0	36	8	110
	構成比	5.5	24.5	30.0	0.0	32.7	7.3	
23	件数	11	9	50	2	42	12	126
	構成比	8.7	7.2	39.7	1.6	33.3	9.5	
24	件数	11	29	47	2	38	6	133
	構成比	8.3	21.8	35.3	1.5	28.6	4.5	
25	件数	16	24	65	3	34	3	145
	構成比	11.0	16.6	44.8	2.1	23.4	2.1	
26	件数	5	12	52	0	31	1	101
	構成比	5.0	11.9	51.5	0.0	30.7	1.0	
27	件数	4	11	39	1	24	0	79
	構成比	5.1	13.9	49.4	1.3	30.4	0.0	
28	件数	4	8	38	2	23	0	75
	構成比	5.3	10.7	50.7	2.7	30.7	0.0	
29	件数	7	6	44	0	21	0	78
	構成比	9.0	7.7	56.4	0.0	26.9	0.0	
30	件数	6	7	38	1	30	3	85
	構成比	7.1	8.2	44.7	1.2	35.3	3.5	
令和元	件数	8	16	24	0	20	2	70
	構成比	11.4	22.9	34.3	0.0	28.6	2.9	
2	件数	10	13	49	2	30	0	104
	構成比	9.6	12.5	47.1	1.9	28.8	0.0	
3	件数	8	8	49	1	19	0	85
	構成比	9.4	9.4	57.6	1.3	22.4	0.0	
4	件数	12	16	57	3	20	4	112
	構成比	10.7	14.3	50.9	2.7	17.9	3.6	
5	件数	17	7	65	1	30	6	126
	構成比	13.5	5.6	51.6	0.8	23.8	4.8	

公害苦情種類別経年変化



月別種類別件数

種類	年月												計
	R5 4	5	6	7	8	9	10	11	12	R6 1	2	3	
大 気 汚 染	2	1	1			1	1	4	3	2	1	1	17
水 質 汚 濁	5										1	1	7
騒 音	14	2	8	6	3	5	5	10	4	1	2	5	65
振 動						1							1
悪 臭	3	3	1	2	4	7	2	2	2	1	1	2	30
そ の 他	1	1	1		1		1		1				6
計	25	7	11	8	8	14	9	16	10	4	5	9	126
構 成 比	19.8	5.6	8.7	6.3	6.3	11.1	7.1	12.7	7.9	3.2	4.0	7.1	100

都市計画区域別発生件数

用途 種類	市 街 化 区 域												市街化調整区域	計	
	住第1種 住居専用 地域	住第2種 住居専用 地域	田園住居 地域	住第1種 住居専用 中高層 地域	住第2種 住居専用 中高層 地域	第1種 住居地域	第2種 住居地域	準 住居 地域	近 隣商 業地 域	商 業地 域	準 工 業地 域	工 業地 域			工 業専 用地 域
大気汚染	1	1				2		1		3	1			8	17
水質汚濁												1		6	7
騒音	6	1		4	4	2	6	3	2	7	1	2		27	65
振動									1						1
悪臭	4			1	2	1	1		2	1				18	30
その他							1							5	6
計	11	2	0	5	6	5	8	4	5	11	2	3	0	64	126
構成比	8.7	1.6	0.0	4.0	4.8	4.0	6.3	3.2	4.0	8.7	1.6	2.4	0.0	50.8	100

種類別業種別発生状況

	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	計	構成比
農業			1		3	3	7	5.6
林業							0	0.0
漁業							0	0.0
建設業	10		19	1		1	31	24.6
製造業		1	1		1		3	2.4
電気・ガス・熱供給・水道業			1				1	0.8
情報通信業							0	0.0
運輸業							0	0.0
卸・小売業			2		1		3	2.4
金融・保険業							0	0.0
不動産業							0	0.0
飲食店・宿泊業			11		5		16	12.7
医療・福祉			3				3	2.4
教育・学習支援業			1				1	0.8
複合サービス事業			2				2	1.6
サービス業	2		2		1		5	4.0
公務			2				2	1.6
分類不能の産業	1	6	6		11	1	25	19.8
家庭生活	4		14		8	1	27	21.4
合計	17	7	65	1	30	6	126	

苦情（被害）の種類別件数

区分	健康	財産	動・植物	感覚的・心理的	その他	合計
件数	3	0	0	120	3	126